

(参考)

関係省庁における新たな取り組み 他

環境省自然環境局自然環境計画課

平成24年11月28日

里地里山の草木質バイオマスエネルギー利用の推進

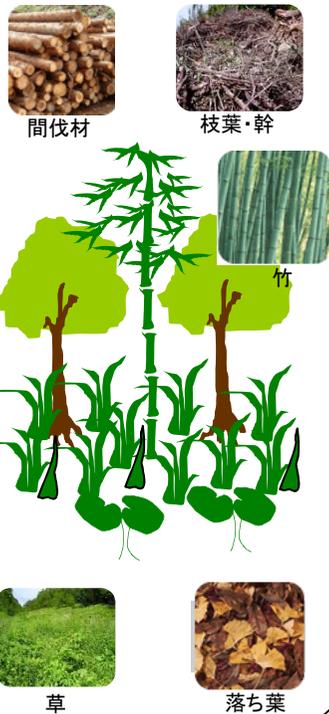
環境省地球温暖化対策技術開発・実証研究事業 (H24~H26)

背景

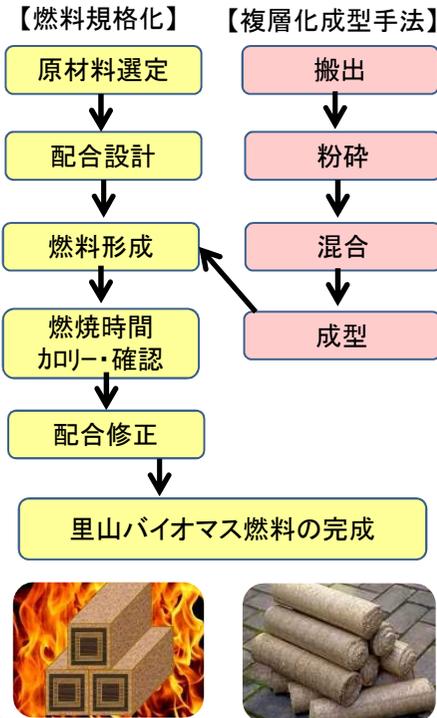
- かつて、里地里山は、肥料(落葉、草)、飼料(草)、建材・素材(木、枝、粗朶)、燃料(薪、木炭)の生産の場として利用
- 伐採、落葉かき等の定期的な攪乱は植物の種の多様性を高め、モザイク的な里地里山の利用と合わせて生物多様性に寄与
- 燃料革命により、石油等化石燃料へのエネルギー転換が進むにつれ、薪・木炭生産量は減少、食料構造改革による農林業や生活スタイルが変化し、里地里山資源利用は低下。里地里山は放置され、荒廃が進むことで生物多様性の劣化等が問題
- 里地里山の保全活動では、広葉樹(枝幹葉)に限らず、針葉樹の間伐材、竹、草など多種多様な形態の草木質バイオマスが発生
- こうした多様な草木質バイオマスを里地里山近郊に位置する各種施設のボイラーに熱利用を図るための燃料規格化を図ることにより利用の拡大が図られ、これにより里地里山の保全活動が促進され、地球温暖化防止と生物多様性保全に寄与

草木質バイオマスエネルギー利用促進システムの確立

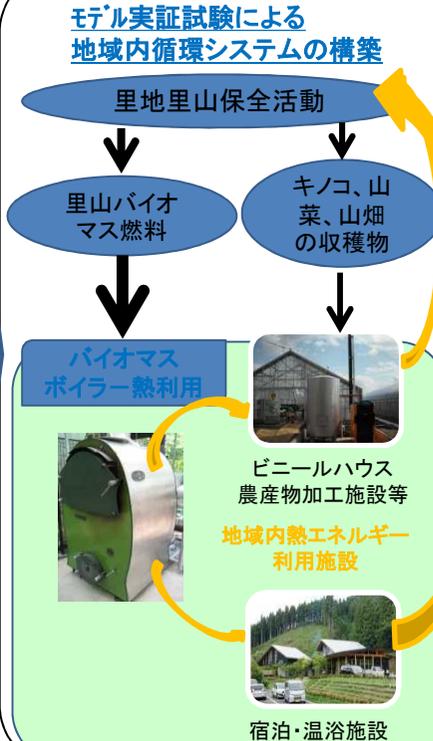
里地里山の草木質バイオマス



里山バイオマス燃料の検討



里山エネルギー管理システムの構築



実施効果

地球温暖化防止

- ・重油代替によるCO2削減
- ・適正な里山林管理

生物多様性の保全

- ・里地里山の管理促進による生物の生育・生息域の保全

地域活性化

- ・燃料コスト削減
- ・施設利用者の増加
- ・保全活動の促進

都市における生物多様性の確保の取り組み

都市緑地法運用指針の改正(平成23年10月1日)の概要

● 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)

■ 基本計画の内容

- ・生物の多様性の確保の観点から、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地による有機的なネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成を図ることが望ましい。

■ 生物多様性地域戦略への留意

- ・生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」が策定されている場合は、当該地域戦略に留意することが望ましい。

※ 緑の基本計画における生物多様性の確保にあたっての配慮事項について、別途「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を作成。

● 生物多様性地域連携促進法の施行に伴う特別緑地保全地区内の行為許可等の特例

■ 特別緑地保全地区、緑地保全地域における行為の規制

- ・生物多様性地域連携促進法において、特別緑地保全地区、緑地保全地域で地域連携保全活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う行為は、許可等の手続きが省略できる特例が設けられている。

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」(平成23年10月1日)の概要

緑の基本計画の策定又は改定時において、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめたものであり、緑の基本計画の策定又は改定時の参考資料として活用されることを想定して策定 ~「はじめに」より抜粋~

構成 はじめに

1 背景

- (1)生物多様性の確保の意義 (2)生物多様性の確保のための取組の動向

2 都市における生物多様性の確保の重要性

- (1)都市におけるエコロジカルネットワークの形成の重要性 (2)都市におけるエコロジカルネットワークの形成のための緑の基本計画の活用

3 緑の基本計画の策定又は改定時における生物多様性への配慮の方法

- (1)自然的条件及び社会的条件の現況調査に係る配慮事項 (5)緑地の配置方針に係る配慮事項
- (2)調査結果の分析・評価に係る配慮事項 (6)施策の検討に係る配慮事項
- (3)課題の整理に係る配慮事項 (7)モニタリングの実施に係る配慮事項
- (4)目標の設定に係る配慮事項

都市における生物多様性の確保の取り組み

～「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の概要～

今後の都市における生物多様性を確保するための取組の方向性

- ➡ **中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区**の適正な配置とそれらの有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成
- ➡ 都市における動植物の円滑な移動を確保し、動植物の供給源となる都市の郊外の緑地から、動植物種が相対的に豊かでない市街地に動植物種を誘導
- ➡ 動植物の個体間の交流や他の個体群との交流を確保し、都市における生物多様性を確保

中核地区

都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地



狭山丘陵
首都圏において動植物層が豊かな、都市の郊外の緑地

緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯



風致地区
(神奈川県鎌倉市)
中核地区に近接する、緑が豊かな住宅地

拠点地区

市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地



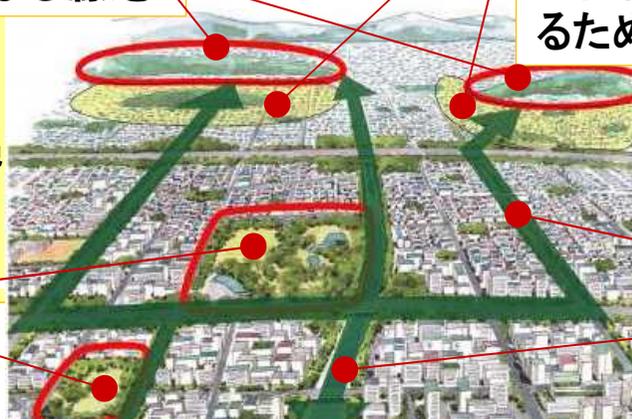
国営昭和記念公園
(東京都立川市)
市街地における動植物の生息・生育空間の拠点を形成

回廊地区

中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地



札幌大通り公園(北海道札幌市)
都市における動植物種の移動空間となっている



都市の低炭素化の促進に関する法律

(平成24年9月5日公布)
(公布から3ヶ月以内に施行)



背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

●基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

●民間等の低炭素建築物の認定

●低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

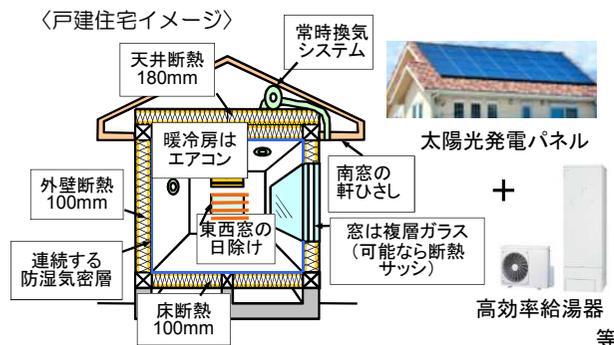
【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

| 居住年 | 所得税最大減税額 引き上げ(10年間) | | 登録免許税率 引き下げ |
|------|------------------------|----------|-------------------|
| H24年 | 400万円 (一般300万円) | 保存 登記 | 0.1% (一般0.15%) |
| H25年 | 300万円 (一般200万円) | 移転 登記 | 0.1% (一般0.3%) |

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】



都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ◇ 民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ◇ 建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
 - ◇ (歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ◇ バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO₂の排出抑制



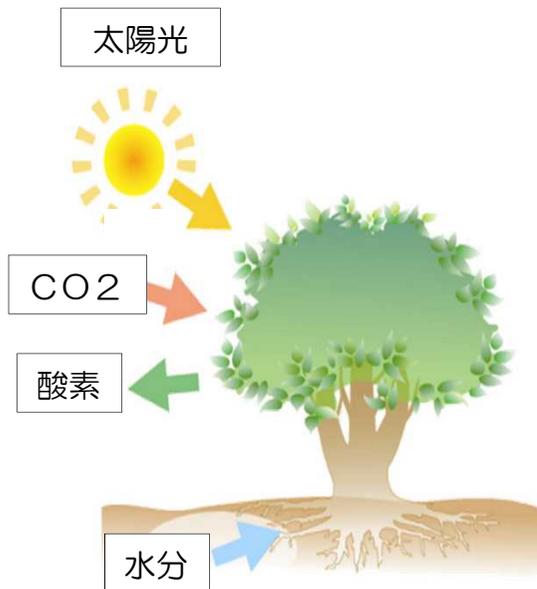
建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ◇ 樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ◇ 民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ◇ 占用許可の特例

○緑は、CO₂の唯一の吸収源



緑地の管理等を担う
身近な団体の確保

都道府県知事に限られている緑地
管理機構の指定権者に市町村長を
追加



※緑地管理機構：

NPO法人や一般財団法人等が、都道府県
知事から緑地管理機構として指定を受け、
緑地の保全や緑化の推進を行う制度

公益財団法人東京都公園協会、財団法人
せたがやトラストまちづくり等計5団体
が指定（平成24年3月末現在）

樹林地等の所有者の管理負担を軽減

低炭素まちづくり計画の計画区域
内の樹林地等を管理協定制度の対
象に追加

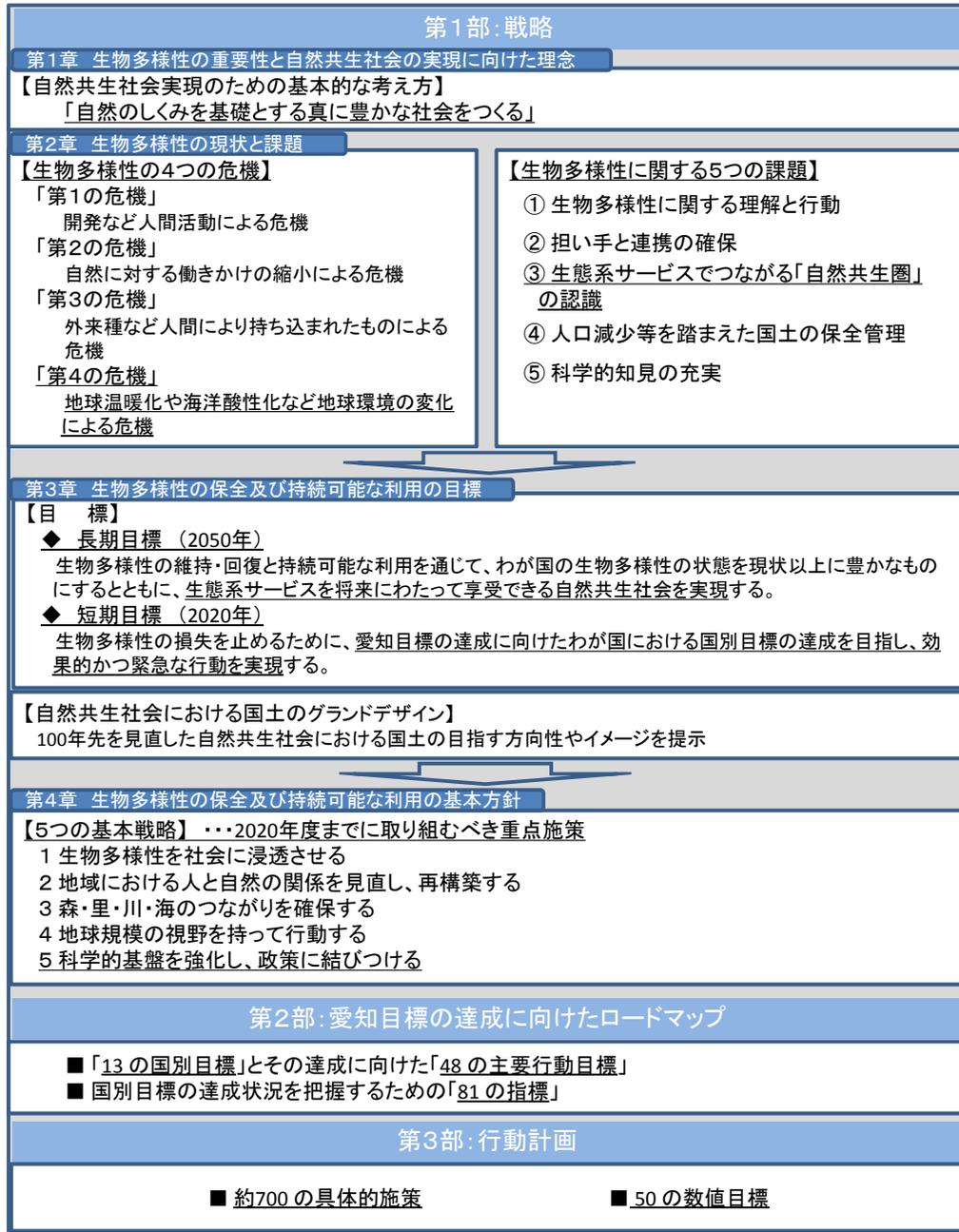


※管理協定：

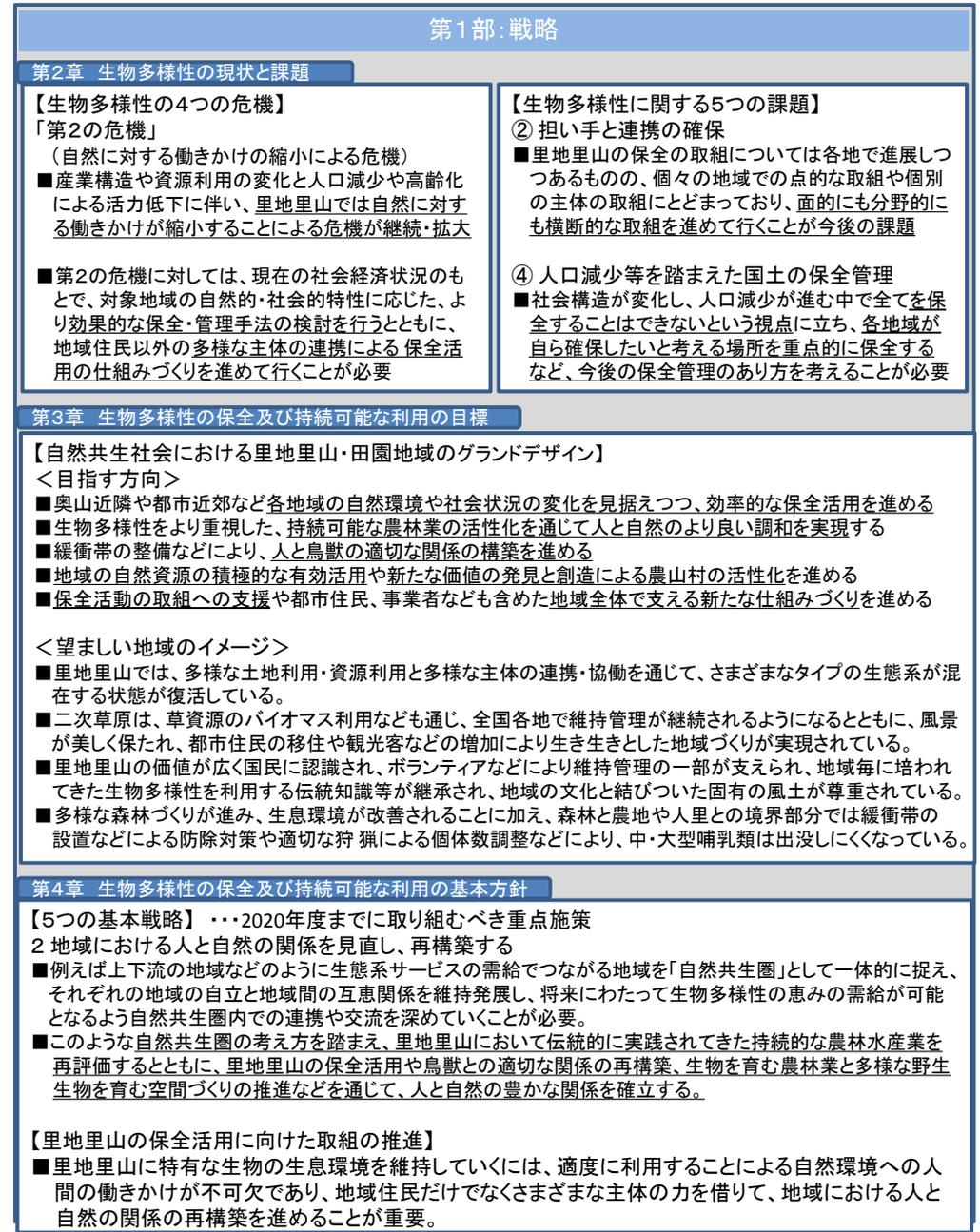
地方公共団体又は緑地管理機構が、土地所
有者等と協定を結び所有者に代わって緑地
の管理を行う制度

現行管理協定制度は、特別緑地保全地
区等内の緑地に限定

生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月改定) (概念図)



「生物多様性国家戦略2012-2020」における里地里山の関連の記述



第1部:戦略

第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

- この実現のため、環境保全型農業の推進に加えて、環境教育の場やエコツーリズム、バイオマスの利用など新たな利活用の方策の検討や、里地里山に関わる生物多様性の恵みの価値を明らかにしていくことなどを通じて多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理していく仕組みづくりを進める。
- ただし、人口減少と高齢化が進む中ですべての里地里山を人手をかけてかつてのように維持管理していくことは現実的ではないことから、今後は里地里山の有するさまざまな機能を考慮し、奥山に近い地域や都市に近い地域といった各地域の今後の自然的・社会的条件に応じて、二次林や人工林としての管理を積極的に推進する場合と、自然の遷移を基本として、森林の機能を維持・発揮できる森林への移行を促進される管理を行う場合とを総合的に判断していくことなども検討が必要。
- 都市と農山漁村との交流を積極的に進め、適正な管理のための情報や活動地域のネットワーク化を図ることにより、多様な主体が担い手となり、意欲を持って持続的に利用する枠組みを構築。
- 人間の働きかけにより自然環境が維持されてきた地域は、行政、地域住民、農林業者、NGO等の団体、土地所有者、事業者など多くの主体が協働して、地域に根づいた方法で保全活動が持続的に進められるよう生物多様性地域連携促進法等の枠組みを活用し、取組を促進。
- 都市近郊の里地里山は、都市に残された身近な自然環境として重要であり、都市公園や緑地保全のための制度も活用しつつ保全・管理を進める。

3 森・里・川・海のつながりを確保する

- 人と自然が共生した社会を実現するためには、国土全体にわたって自然環境の質の向上を図ることが必要。特に、今後、総人口の減少により国土利用の再編を進めようという動きの中で、人間の存続基盤でもある生態系を保全・再生していくためには、国土レベルでの生態系ネットワークのつながりを確保していくとともに、自然本来の特性やメカニズム、歴史性を考慮しつつ、生態系そのものまを確保していくことが必要。
- 生物の息の基盤である場所の繋がりを確保するため、自然本来の特性やメカニズム等を考慮しつつ、将来にわたり保全すべき自然環境等を有している地域を核にそれらを有機的につなぐ生態系ネットワークの形成を目指し流域全体の生態系管理の視点に立ち、様々なスケールで森、里、川、海を連続した空間として保全・再生を進める。

【生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進】

- 森林や緑地などのネットワークに加えて、河川、湖沼、湿原、地下水、湧水、水田などの水系や沿岸域にわたる水循環に着目したネットワークが重要であり、こうした流域全体の生態系の保全とネットワークの形成を効果的に進めるための方策を検討。
- 都市域においても、緑地や水辺空間などを生態的回廊によりつなぎ、ネットワーク化することが大切であり、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、防災・減災等の視点も踏まえて、都市における水と緑のネットワークの形成を推進
- 人の手があまり加わっていない奥山自然地域は、全国レベルの生態系ネットワークの骨格として重要。特に国立・国定公園などの自然公園は生物多様性の保全の屋台骨としての役割を担っており、その役割を積極的に担いつつ、自然公園における優れた自然の風景地の保護を多様な主体の協働により進める。
- 国立・国定公園の資質に関する総点検の結果等を踏まえ、国立・国定公園の全国的な指定の見直し、再配置を進める。その際には、生態系ネットワークも考慮した指定の拡大を図るとともに、優れた自然の風景地の対象として「照葉樹林」、「里地里山」、「海域」などについても積極的に評価を進める。

【都市の緑地の保全・再生など】

- 都市では、人間活動が集中することで、多様な生物が息・生育できる自然空間が少なく、または急速に減少している。また、世界の人口の半数が都市に居住し、経済活動の中心であることから、都市と生物多様性の問題は、国際的にもますます重要性が高まっており、より積極的に取り組んでいくことが求められている。
- 都市近郊の生物多様性を守るには都市開発の際に屋敷林や里山などの民有地の緑地の保全を担わせる、ミティゲーション的な仕組みについて検討を進める。

第2部:愛知目標の達成に向けたロードマップ

| 戦略目標 | 国別目標 | 主要行動目標 | 対応する愛知目標 |
|--|---|---|----------|
| 戦略目標B: 生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進 | B-2: 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施 | B-2-1: 持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 | 6,7 |
| 戦略目標D: 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化 | D-1: 生態系の保全と回復を通じた生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 特に里地里山における自然資源の持続可能な利用に関する重要性の認識による各種取組の推進 | D-1-2: 農業の持続的な営みを通じた農村環境の保全・利用と地域資源の活用 D-1-3: SATOYAMA イニシアティブの国内外における推進 | 14 |
| 戦略目標E: 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進 | E-2: 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的知識等の尊重等 | E-2-1: 伝統的生活文化の智恵や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進 | 18,19,20 |

第3部:行動計画

- おおむね5年間の政府の行動計画として、第2部で示した「愛知目標の達成に向けたロードマップ」の実現をはじめ、里地里山における生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するために関係省庁が取り組む約49の具体的施策を記載

第1章 空間的施策【第6節 田園地域・里地里山】

| 具体的施策 | 具体的施策数 |
|---------------------------------|---------------------|
| 1_生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 | 農水省11、環境省4 |
| 2_生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進 | 農水省4 |
| 3_鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進 | 農水省2、環境省1 |
| 4_水田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進 | 農水省1 |
| 5_農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興 | 農水省1 |
| 6_豊かな自然とふれあえる空間づくりの推進 | 農水省4、環境省8、国交省2、文化庁4 |
| 7_草地の整備・保全・利用の推進 | 農水省1、環境省2、国交省1 |
| 8_里山林の整備・保全・利用活動の推進 | 農水省2、国交省1 |

【第7節 都市】

| | |
|---|---------------------|
| 1_緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進 | 国交省4 |
| 第3章 東日本大震災からの復興・再生【第2節 新たな自然共生社会づくりの取組】 | |
| 新たな自然共生社会づくりの取組 | 農水省3、環境省6、国交省3、文化庁2 |

農林水産省生物多様性戦略見直しのポイント

COP10の成果を踏まえ、農林水産省生物多様性戦略(平成19年7月策定)を見直し、農林水産業における生物多様性に関する取組を推進する

<戦略見直しの背景>

国内の動き

- 生物多様性に関する関心の高まり
- 生物多様性基本法(平成20年6月)、生物多様性地域連携促進法(平成22年12月)等の制定

平成23年3月11日 東日本大震災発生

国際的な動き

平成22年10月COP10及びMOP5開催(名古屋)

- 遺伝資源の利用や利益配分に関する「名古屋議定書」、「戦略計画2011-2020・愛知目標」、湿地としての水田の重要性にふれた「農業の生物多様性」の決議、カルタヘナ議定書の責任及び救済に関する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」等が採択
- OTEEB(生態系と生物多様性の経済学)の公表:農林水産業を含めた生物多様性に関連する活動の経済的評価についての重要性を認識

<見直しのポイント>

- 生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化のさらなる推進
- 「戦略計画2011-2020・愛知目標」や「農業の生物多様性」等、COP10の決議を踏まえた施策を推進
- 生物多様性における農林水産業の役割の経済的評価のための検討に着手
- 甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全に寄与

○田園地域・里地里山の保全

- ・環境保全型農業直接支払い(23年度~)による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する直接支援
- ・生物多様性地域連携促進法(23年10月1日施行)等を踏まえた多様な主体による取組の推進



○森林の保全

- ・森林・林業基本計画(23年7月策定)を踏まえた、適切な間伐等の実施や多様な森林づくりの推進
- ・優れた自然環境を有する森林の保全・管理を推進
- ・森林生態系の不確実性を踏まえた順応的な森林管理を推進(森林生態系のモニタリングを実施)



○里海・海洋の保全

- ・資源管理・漁業所得補償対策の下、休漁、漁具・漁法の規制等の資源管理の取組を推進
- ・生物多様性の保全と持続的利用のため海洋保護区の管理・設定を適切に推進
- ・生態系全体の生産力の底上げを旨とした漁場の整備



○農林水産分野における地球環境保全への貢献 : IPBES等、生物多様性に関する国際的な議論への参加

○農林水産業の生物多様性の評価 : 農林水産業の生物多様性指標の開発や、農林水産分野における生物多様性の経済的評価の検討

○東日本大震災からの復興と生物多様性: 農地、森林、漁場等の復興及び持続可能な農林水産業の復興